

令和 7 年度多良木町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

本町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資するための方針（以下「方針」という。）を策定する。

2 用語の定義

方針において使用する用語は障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（以下①から③までの要件を満たす事業所に限る。）
 - (ア) 障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - (イ) 障がい者の割合が従業員の 20%以上
 - (ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行

う障がい者)

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等行う団体）

5 調達の対象物品

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 調達にあたっての留意事項

障害者就労施設等への発注に関して、計画的に行うとともに、障害者就労施設等が提供することができる物品等を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- （１） 方針の策定又は見直しを行ったときは、役場掲示板等により公表する。
- （２） 調達実績については、当該年度の終了後に取りまとめ、遅延なく調達の概要を取りまとめ、役場掲示板等により公表する。

8 調達の目標

当該年度の実績は、調達件数又は調達金額のどちらかの合計が前年度実績と同等又は上回ることを目標とする。